受注者の皆様

北九州市技術監理局 検査課

デジタル工事写真の小黒板情報電子化について (通知)

日頃より本市公共工事の検査業務ご協力いただき、お礼申しあげます。

さて、デジタル工事写真を撮影する際に、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録、情報化する方法(以下「電子黒板」とする)について、現場撮影の省力化や写真整理・写真管理の効率化に寄与することから、以下のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1 適用日

平成30年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。 ただし、平成30年3月31日までに入札手続きを行っている工事については、監督員の承諾を得たうえで、実施してもよいものとする。

2 適用工事

受注者が監督課へ電子黒板を使用する旨の申し出を行い、承諾を得た工事とする。

3 運用

別紙「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」に基づき適切に運用すること。

4 問合せ先

- 各工事 監督課 監督員
- ・技術監理局 検査課 TEL:582-2038